

「休止」または「廃止」を抹消

記載例

電気通信事業全部休止（廃止）届出書

提出年月日を記載

令和〇年〇月〇日

総務大臣 殿

郵便番号 〇〇〇-〇〇〇〇

(ふりがな) さっぽろしきたくきた8じょうにし2ちょうめ1-1

住所 札幌市北区北8条西2丁目1-1

(ふりがな) かぶしきかいしゃえむあいしー

氏名 株式会社M I C

そうむ いちろう

代表取締役 総務 一郎

届出年月日及び届出番号

令和〇〇年〇〇月〇〇日 J-〇〇-〇〇〇

「受理通知書」に記載された「届出年月日」「届出番号」を記載

法人番号 1234567891234

(13桁)、「国税庁法人番号公表サイト」にて検索可能

担当部署名 情報通信部 電気通信事業課

電話番号及び電子メールアドレス

電話 011-709-2311

メール mic@soumu.co.jp

連絡のとれる電話番号及び電子メールアドレスを記載。担当部署等がある場合は、当該担当部署等の電話番号及び電子メールアドレスを記載。

「休止」または「廃止を抹消」

電気通信事業の全部を休止（廃止）したので、電気通信事業法第18条第1項の規定により、届け出ます。

休止年月日及び予定期間（廃止年月日） ※「休止年月日及び予定期間」または「廃止年月日」を抹消	令和〇〇年〇〇月〇〇日 ※休止の場合「令和〇〇年〇〇月〇〇日～令和〇〇年〇〇月〇〇日」のように始期・終期を記載
休止（廃止）した事業 ※「休止」または「廃止」を抹消	(例) 全ての電気通信事業
電気通信事業法第26条の4第1項の規定により利用者に周知させるために行つた措置の内容	(例) 全利用者に対して廃止3ヶ月前に郵便及び電話にて周知を実施した。

総務省ホームページに掲載の「電気通信事業法の消費者保護ルールに関するガイドライン」の『業務の休廃止に係る周知等（法第26条の4、第26条の5）関係』を参考にしてください。

あらかじめ相当な期間を置いて、次のいずれかの方法により、電気通信事業を休止又は廃止しようとする旨を利用者に対して適切に周知することが必要です。

<電話、郵便、電子メールの送信 など>